

農商工等連携事業の促進に関する 基本方針(案)について

施策スキーム

成を支える中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図る。

国(主務大臣)が基本方針を策定

主務大臣(農林水産大臣、経済産業大臣等)が、農商工等連携事業・農商工等連携支援事業の認定基準等を策定

国(主務大臣)が農商工等連携事業計画を認定

中小企業者(商工業者に限る)と農林漁業者が共同で新商品開発等に取り組む事業計画を作成

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証
- 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長。
- 設備投資減税制度の創設(7%の税額控除又は30%の特別償却)
- 中小企業者に対する低利融資制度の創設(中小公庫・国民公庫)

国(主務大臣)が農商工等連携支援事業計画を認定

・公益法人又はNPOが、農商工等連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例
(事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。)

基本方針の位置づけ

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」が本年5月23日に公布され、7月21日に施行。

同法の第3条において、以下の内容を盛り込んだ「農商工等連携事業の促進に関する基本方針」を主務大臣が定めることとしている。

- 1) 農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 2) 農商工等連携事業に関する次に掲げる事項
 - イ 農商工等連携事業の内容に関する事項
 - ロ 農商工等連携事業の実施により中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るための方策に関する事項
 - ハ 農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項
- 3) 農商工等連携支援事業に関する次に掲げる事項
 - イ 農商工等連携支援事業の内容に関する事項
 - ロ 農商工等連携支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

主務大臣は、「基本方針」を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会、林業政策審議会、水産政策審議会及び中小企業政策審議会の意見を聴くとともに、遅滞なく公表することになっている(同法第3条)。

基本方針(案)の概要

一 農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

農商工等連携事業の促進の意義

我が国国民経済の健全な発展のためには、我が国の経済基盤の形成に重要な役割を果たしている中小企業と、食料の安定供給等の価値を有し、事業・雇用機会の創出に寄与する農林漁業の成長・発展が重要。

農商工等連携の取組を通じた中小企業と農林漁業の成長・発展の重要性が広く認識されることにより、中小企業の有する経営資源に対して適切な評価がなされ、競争力のある事業展開が促進される、農林漁業においては農商工等連携の先進的な取組が広く普及し、農林漁業経営の改善につながり、新しい担い手を生み出す契機となることが期待される。

農商工等連携事業の促進に当たっての基本的な方向

中小企業者及び農林漁業者はその経営基盤が脆弱であることから、農商工等連携の事業活動を行うための資金調達が困難であるとともに、両者の交流の機会が少ないため相互の事業活動に関する情報・知見の共有が不足していることから、農商工等連携の事業活動の実現が進まない状況にある。

農商工等連携を実施する中小企業者及び農林漁業者に対して、債務保証、資金助成、ノウハウ面の支援等の政策的な支援措置を講ずることにより、市場ニーズに適応した新商品・新役務の開発等を実現する。

農商工等連携支援事業の促進の意義及び基本的な方向

中小企業者と農林漁業者との連携を強め、それぞれの経営資源を有効活用する農商工等連携事業を促進するために、両者の連携の形成や連携した後に行われる農商工等連携事業の高度化を支援する事業を促進する。

二 農商工等連携事業に関する事項

農商工等連携事業の内容に関する事項

基本的な考え方

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓等を行う。

農商工等連携事業の内容

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であること

「有機的に連携して実施する」とは、それぞれが保有する経営資源（人材・設備・技術等）を互いに持ち寄り、いずれもが主体的な参画をし、費用、利益等を分担、分配する事業体制が担保されていること。

このため、規約や契約書等において、「連携事業の目標」、「目標達成に向けた経営資源の相互提供」、「目標達成に向けた連携事業期間中の事業費の負担、損失の分担及び収益の分配に関する定め」、「契約遵守義務に関する定め」を明確化することが必要。

当該中小企業者及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効に活用したものであること

「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産権等を含む事業活動に活用される資源一般を指す。これらを活用した双方の工夫を凝らした取組が必要。

新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものであること

「新商品の開発」若しくは「新役務の開発」は、当該事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者にとって、これまでに開発、生産したことのない新たな商品又は役務であること、需要の開拓の見込みを有していること、当該事業が市場において事業として成り立つ見込みがあることが必要。

農商工等連携事業の計画期間

計画の実施期間は原則として5年以内。(3年から5年が望ましい。)

農商工等連携事業における連携に関する事項

1) 中核となる中小企業者及び農林漁業者の存在

農商工等連携事業の実施に当たっては、事業の主体となる中小企業者及び農林漁業者が必要。

中小企業者及び農林漁業者は、それぞれグループによる共同申請を行うことが可能。

大企業が参加し、販路開拓等において重要な役割を果たす場合には、実質的な事業に対する貢献度合い(全体の事業額に占める割合等)で中小企業者及び農林漁業者の占める割合が過半数であることが必要。

2) 中小企業者及び農林漁業者の役割等

中小企業者と農林漁業者は、連携事業全体に対する利益とリスクを共にするとともに、規約等を策定し、役割分担、対外的な取引関係における責任体制を明確化することが必要。

中小企業の経営の向上又は農林漁業経営の改善という、それぞれの目的に合致する役割を担っていることも必要。
農商工等連携事業の実施にあたり、中小企業者は自ら行う製造、加工等のために必要な設備等の整備のみならず、当該連携事業に必要な農林水産物の生産等に関する機械や加工・流通施設の整備等を通じて、連携する農林漁業者が実施しようとする農林水産物の新たな生産、加工等の方式の導入等を中小企業者が支援する場合についても、法による支援対象として位置づけられている。

農商工等連携事業の実施により中小企業の経営の向上及び 林漁業経営の改善を図るための方策に関する事項

基本的な考え方

農商工等連携事業の実施に当たっては、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善に関する客観的な見通しを明らかにすることが重要。

農商工等連携事業による中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善の在り方

中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善の効果を客観的に明らかにするため、定量的な経営指標を判断基準とする。

中小企業者及び農林漁業者いずれも付加価値額が5年で5 % (計画期間が4年の場合は4 %、3年の場合は3 %) 以上向上すること (従業員1人当たり付加価値額でも可)。

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

いつ

中小企業者は、新商品・新役務の売上によって、総売上高が5年で5 % (計画期間が4年の場合は4 %、3年の場合は3 %) 以上増加すること。

農林漁業者は、農商工等連携事業に係る農林水産物等の売上高が5年で5 % (計画期間が4年の場合4 %、3年の場合3 %) 以上増加すること。ただし、従来取り扱っていない新規の作物・家畜等を導入する場合は事業として成り立つ売上高となること。

農協、森組、漁協等のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれかを用いることができる。

農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項

基本的な考え方

国は、中小企業の経営の向上と農林漁業経営の改善を図るため、農商工等連携事業の形成・実施の基盤となる環境整備等に努めるものとする。

支援事務局の設置

国は、農商工等連携事業の計画段階から実施段階まで一貫して、助言等の支援を行うための支援事務局を設置する。

農商工等連携事業計画の評価体制の整備

国は、農商工等連携事業計画の認定を公正かつ適切に行うため、有識者、専門家等で構成される評価委員会を設置し、その評価を踏まえて認定の適否を判断する。

農商工等連携事業に対する支援の促進

国は、農商工等連携事業を促進するため、都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の関係機関と幅広く連携して、支援事務局の整備等の施策に取り組むとともに、農商工等連携事業の取組の拡大を促進すべく、認定農商工等連携事業等に関する幅広い情報提供等に努める。

国は、地域力連携拠点や食料産業クラスター協議会を通じた支援事業を展開するとともに、関係支援機関間の連携体制の整備に努める。

なお、農商工等連携事業の成功のためには、市場のニーズを明確にとらえた事業計画の立案・実施が重要であることを踏まえ、国は、マーケティングに関する支援を中心に、支援体制を整備するよう努める。

第三 農商工等連携支援事業に関する事項

農商工等連携支援事業の内容に関する事項

基本的な考え方

中小企業者と農林漁業者の自発的な連携を促すのみならず、両者の連携の形成や農商工等連携事業の高度化を支援する事業を促進することが重要。

中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、農商工等連携事業に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する農商工等連携支援事業を行うことが必要。

農商工等連携支援事業の実施主体

一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人

議決権・表決権又は拠出財産の2分の1以上を中小企業者が有していることが必要

中小企業者、農林漁業者、商工会議所、商工会、全国中小企業団体中央会、農業協同組合、公設試験研究機関等の関係機関とネットワークを有していることが必要

農商工等連携支援事業の内容

中小企業者と農林漁業者との交流会や商談会の開催、最新技術の普及を図るフォーラムの開催、個別の相談に応じて中小企業者と農林漁業者とをつなぐビジネスマッチング事業、商品企画・マーケティング力の向上のための経営指導や技術指導、セミナーや研修による人材育成等、中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する。

農商工等連携支援事業を行うに当たっては、計画期間内に5件以上の農商工等連携事業の形成を実現させる、又は、5件以上の農商工等連携事業に対する指導・助言等を行うことにより、中小企業の経営の向上又は農林漁業経営の改善について、中小企業者及び農林漁業者が掲げた目標以上の成果を実現させることを目標とすることが望まれる。

農商工等連携支援事業の計画期間

計画の実施期間は原則として5年以内。

農商工等連携支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

基本的な考え方

国は、農商工等連携支援事業の形成・実施の基盤となる環境整備に努めるものとする。

農商工等連携支援事業計画の評価体制の整備

国は、農商工等連携支援事業計画の認定を公正かつ適切に行うため、有識者、専門家等で構成される評価委員会を設置し、その評価を踏まえて認定の適否を判断する。

農商工等連携支援事業に対する支援の促進

国は、農商工等連携支援事業の推進に当たって、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、全国中小企業団体中央会、中小企業組合、農業協同組合、全国農業協同組合中央会等との連携により、農商工等連携支援事業を支援するよう努める。

考)これまでの経過と今後のスケジュール

成19年12月	産業構造審議会地域経済産業分科会で 「地域・産業・人の「つながり」による地域活性化～」の答申
成20年 5月16日	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の 促進に関する法律」の成立
成20年 5月23日	同法の公布
成20年 6月 2日	中小企業政策審議会 第1回経営支援部会
成20年 7月10日	「農商工等連携事業の促進に関する基本方針案」の パブリックコメント開始(～8月8日)
成20年 7月21日	同法の施行
成20年 8月 1日	中小企業政策審議会 第2回経営支援部会
成20年 8月中旬	同法の基本方針の告示
成20年 8月中旬以降	農商工等連携事業計画等の申請受付開始
成20年 9月中旬以降	農商工等連携事業計画等の認定